

令和8年6月1日から入院時の食事代が変わりました

●入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
①	一般・現役並み所得者	510円	550円
②	③④のいずれにも該当しない 指定難病患者	300円	330円
③	低所得Ⅱ	90日以内の入院 (過去12カ月の入院日数)	240円
		90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)※	190円
④	低所得Ⅰ	110円	130円

※低所得Ⅱの方で「90日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

●療養病床に入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
一般・現役並み所得者	510円※ (470円)	550円※ (510円)
低所得Ⅱ	240円	270円
低所得Ⅰ	140円	160円
低所得Ⅰ(老齢福祉年金受給者)	110円	130円

※保険医療機関の施設基準などにより、()内の場合もあります。

●問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1 ☎088-677-3666
FAX088-666-0105
国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

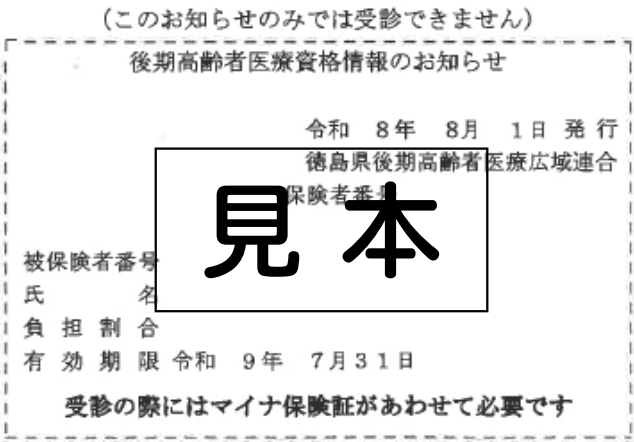
『資格確認書』または『資格情報のお知らせ』を交付します

現在、後期高齢者医療制度に加入している方には全員に有効期限が「令和8年7月31日」となっている「薄緑色」の『資格確認書』を交付しています。

年齢やマイナ保険証の利用状況に応じて、国保年金課から『資格確認書』または『資格情報のお知らせ』を7月下旬頃に交付します。

令和8年8月1日～令和9年7月31日までの負担割合(1割、2割または3割)は令和7年中の収入や所得に基づき、判定します。

令和8年8月1日以降は古い資格確認書は使用できませんので、受診の際は間違えのないよう注意してください。



※マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請することで『資格確認書』を発行します。

『資格確認書』を交付する方

85歳以上の方全員
84歳以下でマイナ保険証を普段から利用していない方

『資格情報のお知らせ』を交付する方

84歳以下でマイナ保険証を普段から利用している方

※マイナ保険証を普段から利用している方とは、次の条件をどちらも満たす方です。

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している方
- ② おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用している方

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243